

Topics

トピックス

- 第4回施術所広告の検討会 2
- 稲門会のスポーツ医学セミナー 3
- 日鍼会全国大会、沖縄で 6

鍼灸柔整新聞

第1086号

発行所
 (株)日本医療福祉新聞社
 編集発行人 岸野雅方
 発行定日 毎月10日、25日
 年間購読料 3,600円(年24回発行)

編集局 〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-2-1 梅新21ビル TEL 06-6315-1922 FAX 06-6315-1923 E-mail shinkyu@jusei.gr.jp http://news-shinkyujusei.net/

柔整療養費 施術管理者研修

受講できず、保険取扱い断念も

柔整療養費の受領委任を取り扱える「施術管理者」になるために4月から義務化された「施術管理者研修」で、受講できずに保険取扱いをやむなく断念しなければならぬ柔整師の存在が表面化してきている。業界内から疑問の声も上がっており、救済措置を期待している状況だ。(編集局・倉和行)

国の救済措置に期待?

昨年度までは柔整師の免許保有者であれば施術管理「第16回東京会場」まで実施されていたが、今年度より「施術所等での実務経験」とともに、「研修の受講」が新たに要件として設けられた。研修は公益財団法人柔道整復試験財団の主催で7月からスタート、来年3月までに全国で全28回が開催される。11月末の時点で、第16回東京会場「第16回東京会場」まで実施されている。ただ、10月開催の第11回静岡、第12回岡山、第13回沖縄の3会場は開催が中止された上、都市部の大阪会場等では、受講申込みの開始とともに予約が殺到し、すぐさま定員が埋まったが、申し込み終

保険者による患者への照会文書を目を通すと、「なぜ医療機関を受診しないのですか?」「定期的に病院に行かれてはどうか?」「3カ月おきに医療機関を受診してください」といった文言が必ずといっていいほど見受けられる。療養費ではなく、「療養の給付」へ導く、いわゆる「医科への誘導」だ。療養費支給申請書と診療報酬明細書と比較した場合、明らかに診療報酬の請求額の方が高額であるにもかかわらず、保険者はとにかく医科へ患者を誘導したがる。

過去に健保組合に直接尋ねたことがあるが、返ってくる答えは「おおよそおむね同じで、療養費支給の決定権限は保険者判断に委ねられている。療養費は「療養の給付」の補完的役割で、現物給付と現金給付の選択の自由

医療は国民のために 261
 上田孝之 (元厚労省療養指導専門官)
 上田たかゆきブログ <http://gogoueda.exblog.jp/>

は与えられていない、といった回答で常に現物給付である医療機関の診療が優先するという考えだ。そして、柔整や鍼灸の施術に対し、保険者機能を発揮せよ、ただいたずらに長期施術を認めず、支払い続けられ、患者が重篤な状態に陥り、結果的に医療費負担が高額になるといえる。また鍼灸の場合には、「なぜ保険者は医療費の高い整形外科に患者を誘導するのか?」

「1年以内」が、1年以内のうちに、研修を受講して「修了」しなければならぬなどの規定がある中、一部の柔整師団体では、所属会員の中に受講できなかった柔整師がいるとの声も上がっている。ある団体幹部は「定員オーバーという理由で、受講を希望していた者が受講できず、受領委任の取り扱いをあきらめられないのか」と落胆げに話す。「1年以内」が

了数時間前に大量のキャンセルが出るというケースもあった。そんな中、10月末に本年度の研修全ての受講申し込みが終了した。施術管理者となるための「申し出」をしてから「1年以内」に、研修を受講して「修了」しなければならぬなどの規定がある中、一部の柔整師団体では、所属会員の中に受講できなかった柔整師がいるとの声も上がっている。ある団体幹部は「定員オーバーという理由で、受講を希望していた者が受講できず、受領委任の取り扱いをあきらめられないのか」と落胆げに話す。「1年以内」が

ブックファイ www.bookafy.jp
 初期費用 0円
 成果報酬課金
 多言語対応
 ホームページにもなる
ネット予約システム

10月24日から開かれていた第197回臨時国会で、国民民主党の大島九州男参院議員が、柔整業界に係る質問を相次いで行った。11月7日の予算委員会では、患者照会に関して調査費用の助成がなされていることに言及。執拗な患者照会が患者離れを招いていると指摘し、是正を求めるとともに、これは柔整師への人権侵害でもあり、人権委員会の設置を考慮するべきではないかと述べた。

11月27日の文教科学委員会で、接骨院における超えていくと回答した。

「申し出」をしてから「1年以内」に、研修を受講して「修了」しなければならぬなどの規定がある中、一部の柔整師団体では、所属会員の中に受講できなかった柔整師がいるとの声も上がっている。ある団体幹部は「定員オーバーという理由で、受講を希望していた者が受講できず、受領委任の取り扱いをあきらめられないのか」と落胆げに話す。「1年以内」が

10月24日から開かれていた第197回臨時国会で、国民民主党の大島九州男参院議員が、柔整業界に係る質問を相次いで行った。11月7日の予算委員会では、患者照会に関して調査費用の助成がなされていることに言及。執拗な患者照会が患者離れを招いていると指摘し、是正を求めるとともに、これは柔整師への人権侵害でもあり、人権委員会の設置を考慮するべきではないかと述べた。

11月27日の文教科学委員会で、接骨院における超えていくと回答した。

10月24日から開かれていた第197回臨時国会で、国民民主党の大島九州男参院議員が、柔整業界に係る質問を相次いで行った。11月7日の予算委員会では、患者照会に関して調査費用の助成がなされていることに言及。執拗な患者照会が患者離れを招いていると指摘し、是正を求めるとともに、これは柔整師への人権侵害でもあり、人権委員会の設置を考慮するべきではないかと述べた。

度とあって、ここは「1年以内」といわず、「数年以内」に引き延ばすといった配慮を厚労省に求めたい。最低でも、あと半年は様子を見てほしいものだ。

大島議員、柔整分野で質問
「超音波、過去の通知運用のまま」
 臨時国会で

10月24日から開かれていた第197回臨時国会で、国民民主党の大島九州男参院議員が、柔整業界に係る質問を相次いで行った。11月7日の予算委員会では、患者照会に関して調査費用の助成がなされていることに言及。執拗な患者照会が患者離れを招いていると指摘し、是正を求めるとともに、これは柔整師への人権侵害でもあり、人権委員会の設置を考慮するべきではないかと述べた。

「1年以内」が、1年以内のうちに、研修を受講して「修了」しなければならぬなどの規定がある中、一部の柔整師団体では、所属会員の中に受講できなかった柔整師がいるとの声も上がっている。ある団体幹部は「定員オーバーという理由で、受講を希望していた者が受講できず、受領委任の取り扱いをあきらめられないのか」と落胆げに話す。「1年以内」が

セラピでは他社カタログ掲載商品も多数取り揃えてあります

安心をお渡す **therapy** セラピ株式会社 ☎0120-89-8128

[本社] 〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎2-2-1梅新21ビル6F TEL 06-6312-1077/FAX 06-6312-1078
 [東京] TEL 03-5719-4040 [福岡] TEL 092-418-2205 [広島] TEL 082-236-9696 [福島] TEL 024-991-9550

院内備品、ベッド・ソファ・枕、白衣・スクラブ、セラピ 検索